

**【表紙】**

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 平成25年12月10日  |
| 【会社名】               | 株式会社リアルビジョン  |
| 【英訳名】               | RealVision Inc.  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 池畑 勝治  |
| 【本店の所在の場所】          | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号   |
| 【電話番号】              | (045) 473-7331（代表）   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理部長 斉藤 順市  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号   |
| 【電話番号】              | (045) 473-7331（代表）   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理部長 斉藤 順市  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 899,100円<br><br>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br><br>70,829,100円 |

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】**

該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】**

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月9日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）

##### （1）募集の条件

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### f. 払込みに要する資金等の状況

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

##### (2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

### 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

#### （1）【募集の条件】

（訂正前）

|         |  |
|---------|--|
| 発行数     | 3,330個                                     |
| 発行価額の総額 | 899,100円                                   |
| 発行価額    | 新株予約権1個につき270円                             |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                                |
| 申込単位    | 1個   |
| 申込期間    | 平成25年12月25日（水）                             |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                                |
| 申込取扱場所  | 株式会社リアルビジョン 管理部<br>神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号    |
| 払込期日    | 平成25年12月25日（水）                             |
| 割当日     | 平成25年12月25日（水）                             |
| 払込取扱場所  | 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店<br>神奈川県横浜市西区北幸1-11-20 |

（注）1．本新株予約権の発行については、平成25年12月9日（月）開催の取締役会決議によるものであります。

- 2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 3,330個                                      |
| 発行価額の総額 | 899,100円                                    |
| 発行価額    | 新株予約権 1 個につき270円                            |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                                 |
| 申込単位    | 1 個   |
| 申込期間    | 平成25年12月25日（水）                              |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                                 |
| 申込取扱場所  | 株式会社リアルビジョン 管理部<br>神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番 4 号 |
| 払込期日    | 平成25年12月25日（水）                              |
| 割当日     | 平成25年12月25日（水）                              |
| 払込取扱場所  | 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店<br>神奈川県横浜市西区北幸1-11-20  |

（注）1．本新株予約権の発行については、平成25年12月9日（月）開催の取締役会決議によるものであります。なお、本件については、平成25年12月6日開催の取締役会において決議しましたが、本件に関わる有価証券届出書の届出の手續に不備があったため、同日開催の取締役会において取下げを決議し、そして、平成25年12月9日に取下げを実施し、改めて本件について決議いたしました。

- 2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 5．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

## f. 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円（借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。）であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しております。尚、有価証券売却に関する証憑類に關しましては、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏（東京都港区北青山3丁目、歯科医）より借入れ（借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため）であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役室崎 憲昭氏の実父（東京都世田谷区玉川、無職）からの借入金として35,000千円（貸付経緯:親子間による資金援助）であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の裏付資料の確認はできておりません。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円（借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。）であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現預金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関する裏付資料の確認はできておりません。なお、有価証券売却に関する証憑類に關しましても、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏（東京都港区北青山3丁目、歯科医）より借入れ（借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため）であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役室崎 憲昭氏の実父（東京都世田谷区玉川、無職）からの借入金として35,000千円（貸付経緯:親子間による資金援助）であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した

20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関わる裏付資料の確認はできておりません。

<後略>

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、第三者機関であるアップル法律事務所から、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

<後略>

(訂正後)

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、坂朋法律事務所から平成25年12月5日に本第三者割当の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手する予定でしたが、割当予定先と協議をしていた本新株式の発行価額21,000円に対し、平成25年12月5日の当社普通株式の終値では10%以上の乖離が生じており、坂朋法律事務所より平成25年12月5日に意見書を提出することが時間的に困難である旨の連絡を受け、取締役会決議日の前日である平成25年12月5日においてさらなる株価上昇の恐れがあったため、急遽、相談を開始した当社顧問弁護士からの紹介である第三者機関であるアップル法律事務所より、平成25年12月6日付で本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

<後略>

